

四川省県政人員訓練所についての一考察

今 井 駿

はじめに

四川省県政人員訓練所（以下「人訓」と略記）は1935年3月の劉湘による四川統一に伴い、5月19日に重慶に設置され、後第2期生以後は省都の成都に移転した。第1期の学生として220人を採用し、214人を卒業させ、以後3期まで、すなわち36年末まで、数百名の卒業生を送り出した。これは、「国民政府軍事委員会委員長行營參謀團」と共に康澤が率いてきた2000余人の別動隊などにより、蒋介石の中央政府の息のかかった人員が配置されるに先立って、四川系の人員で地方政府を固めておこうとの、劉湘の思惑に出でたものであるが、四川各地に試験を合格して一応の訓練を受けた政県府人員が配置された意義は大きい。小論では、同所発行の『四川省政府県政人員訓練所概況』（以下『訓練所』と略記）および同所発行の雑誌『四川県訓半月刊』（以下には『半月刊』と略記する）によって、その初期の活動状況を捉えると共に、陳雁翬の回憶（「四川県訓集團内幕回憶」『四川文史資料選輯』第9輯）によりその後の動向を補いたい。

1

『訓練所』の発行年次は不明であるが、第2期卒業生の赴任先までしか載っていないから36年半ばの物と思われる。同書の冒頭には楊永泰・重慶行營秘書長の演説と劉湘の演説が載っている。楊永泰は、「剿匪」のために政治を整頓するのは以下の三つの問題の範囲にあるとして、①政治組織の問題②政務要綱の問題③行政人員養成の問題だ、と述べている（3ページ）。彼はここで行政人員の質の問題を重視し、「人員の重要さは如何なる制度よりも高次元の問題で、もしも人員が不健全ならば、たとえ完善的制度があろうとも無効である。これに反して、人員が真に健全であれば制度上の欠陥も問題ではない」と述べている（4ページ）。訓練を受ける人々は2ヶ月間の訓練を受けた後峨眉山で1ヶ月の訓練

を受けることになる。3ヶ月で学問を身につけることは難しいが、実際の需用に応じたカリキュラムが組まれており、これを充分身につけるよう述べている。楊永泰によれば、この訓練では第1に、**体魄の訓練**、すなわち軍事訓練を重視する。これは単純な軍事訓練ではなく、受訓者の生活、精神、紀律化、軍事化にまで及ぶ物であり、将来親民の官吏として、その体得したところを民衆全体に推し及ぼすのであり、そうしてこそ一般人民を現代的国民となし、匪乱を平定し国難を取り除くことが出来るのである（5ページ）。第2は、精神講話である。これは一切の腐敗の温床となる思想を一掃し、「至高無上の人格と剛毅重厚な精神」を養うことが眼目である（6ページ）。第3は行政技術の研究と修得である（同上）。こうして受訓者には四川政治の改造に取り組んでほしいという主旨のものであった。

次いで劉湘は受験者が千数百人を数えたと述べ、「四川の政情は従来紊乱し、行政人員はみな、人と人との関係で決定されてきた。今回の省政府の改組に当たり、**第一歩の工作は防区制の打破と行政財政の統一**である。第二歩に当たって行政の推進が求められている。従って第一歩の工作の完成を待って、我々は引き続き第二歩の工作を開始するのである。県政人員訓練所及び行政専員（督察所）制度等がそれである」と述べて（7ページ）、訓練所設置を位置づけている。

次には、県人訓の「章程」が載っているのので、これを見ておこう（10～17ページ）。

第1条は県人訓設置の目的をのべるが一般論なので省略する。

第2条は「**県長、県佐治員及び区長はいずれも県政人員と称して左記の規定によって、分別して訓練を実行する。**

- ①凡そ県政人員の資格者は一律に再試験を受け、入所して訓練し、満期合格の後、任命派遣されることが出来る。
- ②凡そ現任の県政人員で既に法定資格に合致している者は、応に陸続と訓練所に入れ、満期合格の後、欠員の官に補欠するを得る。」

第3条は職員の種類と人数について述べる（略）

第4条「**凡そ年齢満25歳以上50歳以下で左列の資格ある者は、試験を受けて県政人員訓練所に入所を許されることが出来る。**

- ①法により県長試験を受けて合格した者
- ②嘗て行政人員の高等試験、普通試験、あるいは特殊試験を受けて合格した者
- ③現有の行政人員のうち中央から本省に派遣された者
- ④国内外の大学或いは専門学校を卒業し、嘗て行政機関に一年以上勤務し

成績優秀な者

⑤嘗て薦任（判任官に相当）の職に二年以上留まったか、あるいは佐治人員を二年以上務め、共に成績優秀な者

⑥嘗て県長を一年以上務めたか、あるいは委任職を三年以上務めて、成績優秀な者

⑦高等中学以上を卒業後社会で四年以上働き、特別に成績優秀な者」

第5条、「凡そ前条に列記するところの資格を有する人員の一人で、試験を受けることの出来る者は、左に列挙する各機関の推挙を経る。或いは自ら登記を乞う者は数を限定する（原文は「或自請登記者為限」）。

①省政府の委員及び各庁処長の推薦

②各高級党政軍機関の推薦

③現任の荐任官（奏任官に相当）以上の公務員2人、或いは現任法定団体領袖2名の保障があり、並びに証明文件を提示して自ら登記を請う者

第6条は、無資格者についての規定であり、公民権を剥奪されている者とか、アヘンを吸飲する者等の5条が挙げられているが、省略する。

第7条は県政人員の試験方法は左列の順序でこれを行う。

①身体検査 ②筆記試験 ③口頭試問

第12条「本所で授けるべき科目は左に列記するとおり」とあり、要旨を要約すると以下の通り。

①精神講話、わが国固有の道德紀律によって人格を修養し、総理の遺教や委員長の訓話などを素材としてこれを行う。

②軍事訓練、勇敢、沈毅、刻苦、耐勞、整齐、清潔、簡單、素樸、迅速、確實等の美德を身につける。

③剿匪省区の行政制度の狙いと運用について学ぶ。合署辦公、保甲制等。

④民衆教化の法令の意義を理解し徹底させる。識字運動、新生活運動、合作運動等

⑤各県の地方財政、交通、司法等についての法令を学ぶ。

⑥行政機関の管理方法、文書の処理、事務の合理化等について学ぶ。

⑦公文書の形式について学ぶ。

「章程」の要点は以上の通りである。なお、『概況』によれば、江西の県人訓と違って、県長班、佐治班、区長班、に分かれるのではなく、県政人員として一括しクラス分けをした点に、四川の県人訓の特色がある（20ページ）。

また、附録として、試験方法が載っているが、具体的内容は後で『半月刊』

により紹介するので、ここでは省略するが、陳雁翬によれば、試験の責任を負うのは、当時四川省政府が設立した「公務員資格審査委員会」で、この会は劉湘との政治関係が密接な張瀾や邵從恩と一部の旧官僚、例えば尹昌齡などによって組織されていた（陳、同前）。

本所の成立について、「四川省政府県政人員訓練所概況」（『半月刊』第1巻第2号、以下には「概況」と略記）は以下のように説明している。

政治の上層については革新もあったが、紛乱が絶えぬのは、蔣委員長のいうとおり下層の行政人員に職務を尽くす者が少なく、政治が腐朽しているからである。

川省の過去は政治が多門より出で、親民の官が概ね民衆搾取の具になっていたからである。税の徴収の多寡をもって官吏評価の第一に置き、賢不肖を問わなかった。官吏自身も個人生活の解決を目標にして、民衆の痛苦地方の福利を考慮しなかった。防区制を打破するには、先ず広く賢材を招き、入所訓練の中では、特に県政人員の心理の改造に重きを置く。役人になるに当たっての「官となって発財する」というこれまでの観念を一掃し、公衆に服務する精神を涵養することが肝要である。また剿匪の特別法規が多く、行政員の研鑽理解が必要であり、また技術的にはトーチカの作り方、団隊の指揮、軍事知識、公勇の精神等、従来にない新しい訓練を必要としている。このような所に本所成立の意義がある、と（8ページ）。ついで「概況」は以下の順で説明してゆく。

組織：人訓の組織は主任及び2名の副主任の下に教務隊長1人を設け全所の事を総覧させた。その下には教務員4人を置き、軍事・政治・教育の計画及び成績の事務を分掌させた。秘書・文牘を設け公文を処理させ、事務員・辦事員を設け会計・庶務を辦理させ、大隊長1人、中隊長4人を設け、学生の教務事項を処理させた。党義の講師、政治講師、及び軍事教官に至っては、省政府委員、各庁・処・局の会の主官がそれぞれ手分けして兼任するほか、社会の名流或いは専門家に担任してもらった（この具体的内容と人物については、後に第3期について表1で示す）。

訓練の方法：①以党治国の精神を貫徹する。故に三民主義の研究・訓練が特に重要で、學員に革命的的人生観を確立する。②過去の県政人員の「官になって発財する」とか「自私自利」とかの思想、及び因循、怯懦、浪漫、墮落の習慣は、各長官の精神講話を臨席して聞くなり、礼義廉恥の修養を積むなりするほか、特別に「公勇」二字を提起して特訓する。又、「汗をもって生存を謀り、血をもって国家を守り、鉄をもって紀律となす」という歌も作った。③県政人員の知識と技能を補充するため、県政についての講義と問題の討議の二つの方法を採用

た。県政の講義は民政、財政、教育、建設、保安、警察、地政（内に匪区の土地管理を含む）、公路、司法、農村合作、金融救済、並びにその他の一切の法規・典章等の項目。問題の討論は、県政に係る一切の政令および実際問題で、専門家に講演指導を仰ぐ。④過去の行政人員が命令も受命もしなかった過ちを正す。このために特に學員の服従性を培養する。訓練の科目と時間の配分は上記の各項の辦法により定める（以上についても以下の表1に示した通り）。

又、學員を督率して課外作業をおこなった。

甲、訓練科目時間の分配

毎期は3ヶ月と規定し、授業は12週間

なお、『訓練所』45～48ページには、以下のような表が載っているので紹介する。

表1：四川省政府県政人員訓練所第3期学科予定計画表

科目	授業回数	担当教官
精神講話	6	劉主席（劉湘）
々	6	王副主任
々	6	李副主任
々	6	劉庁長（劉航琛）
々	6	盧庁長（盧作孚）
々	6	李庁長（李為綸）
党義	6	曾特派員（曾拔情）
施政綱要	12	鄧秘書長（鄧漢祥）
保甲制度	6	程懋型
剿匪地方行政制度	3	雷組長（雷嘯岑）
機關管理	4	同上
司法	4	謝院長（謝盛堂）
公路	14	胡処長（胡嘉詔）魏局長（魏子銑）
農村合作	12	湯總幹事（湯允夫）
警察	12	各庁長・本所職員等
水利	3	張局長（張沅）
衛生行政	4	高院長（高文明）
県政統計	5	楊及玄
講演	20	公審委員3名（氏名省略）
戦術	4	嚴処長（嚴嘯虎）
民衆組織と訓練	6	康処長（康兆民）
団隊編制及び統御	2	費処長（費東明）
地形	5	徐処長（徐思平）
兵器	5	同上
築城	4	余旅長（余順猷）
音楽	4	陳教官（陳厚菴）

*一回の授業は60分である。

総計 198 回（時間）の内、精神講話が 36 回、講演が 20 回、両者で 28.3% を占める。後は、公路 14 回、施政綱要 12 回、農村合作 12 回、警察 12 回などが 10 回以上を占め、他は 6 ～ 2 回程度である。意外なのは保甲制度、民衆組織、団隊編制、剿匪地方行政制度などに割かれる時間が少ないことである。農村合作が 12 回と重視されているのはやはり、農村復興に力を入れるということであろうか。

乙、課外授業

課外作業：小組討論会及び労働服務

小組討論会は全体學員を若干の小组に分け、小组ごとに 1 人を小组主席として、毎週 1 回か 2 回、午後 7 時から 9 時まで会を召集し討論する。

討論事項は（1）県政の革新方案（2）党義の研究。また隔週に弁論会を 1 回開き、學員の講演に対する興味や講演の態度や技術を学ぶ。

労働服務は、およそ學員の寢室・教室の掃除は、學員が課外にこれを行う

休日や革命記念日は全學員が小隊に分かれて市上に赴き宣伝し、民衆を指導して、新生活を実行させる。

考査の辦法：學術試験と操行で評定する（以上は前掲『半月刊』第 2 卷第 1 号 8 ～ 9 ページ）。

軍事訓練の意義：県訓所が本年 5 月に成立して今まで 4 月、第 1 期の學員はすでに受訓期間が満期となる。第 2 期からは軍訓を重視したい。というわけで、軍訓の意義が次の 4 点から意義付けをされている（10 ページ）。

1、厳しさと慈愛を身につけた官僚となる。

「これ（人民を指す）が君となり、これが師となり、これが親となる」

2、国民が軍訓を受けるのは近代治国の極則。厳格な軍訓で身体力行させる。

3、「好漢は兵にならず」はわが国の伝統觀念。これでは徴兵制も施けない。

現任の県長、県佐と区長等が共に兵役に服することは、民衆宣伝になる。

4、過去の県政人員の浪漫的生活を正す。

以上には「四川省政府県政人員訓練所概況」の内容を紹介したが、「生活の軍事化」という新生活運動のスローガンの一つが人員訓練のバックボーンをなしているようである。ことに、県長・県佐・区長等の兵役服務が「好漢は兵にならず」の伝統觀念の克服の上で重要だとの指摘は、興味深い。が、軍隊そのものの有り様が、軍閥時代と旧態以前であってはならないわけで、この点は峨山軍官訓練団かどこかで意識されていたことと思われる。

なお、同誌 34 ページには次のような統計表が掲載されている。

表2：四川省政人員訓練所學員資格統計表

資 格		人数	%	僅かに一 種の資格 しか持た ぬ者	二種以上の有資格者		
区 分	二種				三種	四種	
嘗て法により県長試験に合格した者		無し	0	107	85	27	1
嘗て行政人員高等試験、普通試験、特殊試験に合格した事のある者		4	1.1				
現在行政人員で中央より本省に派遣された者		無し	0		百分比		
国内外の大学、専門学校卒業後、1年以上行政機関に勤務、成績ある者		176	48.7		38.6%	12.3%	0.5%
嘗て推薦職に2年以上、或いは委任職に3年以上就き、成績ある者		77	21.3		合 計		
嘗て県長を1年以上或いは県佐治人員を2年以上務め、成績ある者		61	16.8				
高等中学以上を卒業し社会に勤務する事4年以上で、成績ある者		44	12.1	百分比	人 数	百分比	
合 計		362	100	48.6%	113	51.4%	

この表によると、県長の資格試験を合格している者は1.1%にすぎず、一番多いのが「国内外の大学あるいは専門学校を卒業し行政機関に1年以上勤務し成績の著しい者」で、これが48.7%を占めている。これは行政機関に「1年以上勤務」という条件が付いているから、その1年間（もしくはそれ以前）に、国民党の派閥や地域閥に染め上げられていないとも考えられないではないが、この点は重要である。

次に多いのが「かつて推薦で任職して2年以上のものあるいは職を委任して3年以上で成績のある者」で、これが21.3%。次いで、「県長1年以上あるいは佐治人員2年以上で成績のある者」16.8%。両者で48.1%となり、学歴エリートとほぼ匹敵する。両者共に防区時代の県長が横滑りしている可能性が高い。また「高等中学校以上の卒業生で社会経験が4年以上で特に成績の著しい者」12.19%がいる。社会経験をどこで積んだかが問題となるが、成都や重慶のような大都市ではなく省内各県であるとする、これも旧防区時代の役人の横滑りの可能性が大きい。48%の高級官僚候補の流入が防区の革新に役立ったのかどうかは、

今後の検討課題である。なお、『訓練所』には、次のようなような諸表が掲載されている。参考までに引用しよう。原表は一連の物であるが、分析の便のために、私が表記法を変えた。

表3：第3期学员年齢調査表（『訓練所』49～50ページより作成）

年齢	人数	年齢	人数	年齢	人数	年齢	人数
24	1	30	41	36	17	41	8
25	5	31	37	37	17	42	17
26	16	32	31	38	14	43	8
27	10	33	26	39	15	44	8
28	26	34	35	40	15	45	13
29	27	35	20			46	5
						47	4
						48	1
総計	417	85(20.3%)	190(45.5%)	78(18.6%)		64(15.6%)	

原表は総計が419になっているが誤りである。この表からも分かるように30歳代の人々が64.1%を占める。中でも30歳代だけで半数近くを占めている。36歳が1900年生まれであるから、科挙廃止前後に生まれた人々が県政の中核を担っていたことになる。30歳前半世代の学生時代は五四運動体験はないが5・30運動や国共分裂を体験している。政治的中身は不明であるが、反帝民族意識と反共意識を強烈に有する世代とってよかろう。

表4：第3期学员出身調査表（『訓練所』53～54ページより作成）

留	学	大	学	専	門	学	校	師	範	中	学	そ	の	他	軍	校	合	計
9		179		87		44		48		19		33						419
		(42.7%)		(20.8%)		(10.5%)		(11.5%)				(7.9%)						

附記 師範は高等師範、選科師範、優級師範を含む
 軍校は各軍軍事政治学校、幹部学校、将校教育団・研究班を含む
 「その他」は各種の伝習所等をいう

こちらの総計は419であり表3の方に誤りがあるのかも知れない。それはともかく、本表は前掲の表2と大差はない。

表4：第3期学员経歴調査表 (『概況』54～55ページ)

党(国民党)	政	軍	学	その他	合計
2	304	30	79	4	419

党機関出身者が少ないことは私には意外であった。党は党で独自の官僚機構を備えていたからか、それとも地方行政の末端にまで手が出せるほど四川の国民党は力が無かったからか、その点は不明であるが、後者の方が現実に近いように思われる。

2

『半月刊』の第2巻第1号には「辦理第二期県政人員登記甄審及考詢之経過」という論文が載っている。

- 1 筆試以前：2,166名の応募者から資格不適合の者を除き、身体検査を行い、甲等580名、乙等955名、丙等323名、合計1,859名を合格とした。
- 2 筆 試：応募者1,812名（内女性31人）午前5時開場8時試験開始、12時迄

試験問題：1, 論文試験問題。政は財をもって挙がるが、昔の人は財を言うこといよいよ多くして、いよいよ治まらず、という。その理由はどこにあるか。その蔽を受ける源を塞ごうと欲して革新の政治を行うには、何から着手すべきと考えるか、試みにこれを論ぜよ

試験問題：2, 公牘試験問題。省政府が各県政府に訓令し、土豪劣紳が地方の公事に関与することを許さず、並びに査禁辦法を厳定し、直ちに命令を遵奉させる文章を作れ

試験問題：3, 党義試験問題。訓政時期の自治工作の実施の段取りや如何

試験問題：4, 史地試験問題。1, 史伝の載せるところ、前人治蜀の事柄に関し今日も取るに足りるものがあれば、その事跡を挙げよ。

2, 四川省の荒遠の区には、地力を未だ尽くしていない所がある。どこが開発可能であり、如何に着手するのが有効か（以上は、34～35ページ）

以上の試験問題から見る限り、第4問の第2問が一番具体的で実力の分かりやすい問題と思われる。第3問は暗記ものといっても好いかも知れない。第2問は県政経験者には極めて易しい問題である。第1問は抽象的で採点が大変であつたらう。

試験結果は26日に発表され、合格者は甲等8名、乙等51名、丙等264名、合計323名であった。が、試験はこれに続き27日午前8時から、口頭試問が行われた。

30日公務員資格審査会が開かれ、県長12名、保送人員（国または省の推薦）47名、一、三两科科长117名の採用が決まった（38ページ）。

また、同誌2巻2号には「四川省政人員訓練所教職員一覧表」というのが載っている。

主な部分を紹介しよう（この名簿は『訓練所』の名簿と違いがあるが、『訓練所』より先に発表されたこちらの史料を優先して紹介する）。表1と重複する部分があるが、年齢・籍貫など表1にはない要素もあるので引用しておく。

表5：四川省政人員訓練所教職員一覧表

職別	姓名	年齢	籍貫	略歴
主任	劉湘	46	大邑	四川陸軍速成卒業、現任省主席
副主任	甘績鏞	46	榮昌	四川高工卒業、現任省府委員兼民政庁長副主
副主任兼 教務長	李磊夫	42	広東番禺	保定軍校卒業、曾任江西県訓所教育長
政治講師	余鐘秀	45	湖北顎城	日本法学士、現任行営駐川軍法処長
	謝培筠	51	南充	日本大阪工大応用化学科卒業、現任省府委員
	盧作孚	42	合川	曾任永寧道尹公署教育科長、現任民生公司總經理
	胡嘉詔	51	江西興国	日本京都帝大学士、現任行営公路監理処長
	劉航琛	39	瀘県	国立北京大学卒、現任省府委員兼財政庁長
	楊全宇	35	西充	オーストリア、イエナ大学政治経済科卒業、現任省府委員兼教育庁長
	鄧漢祥	47	貴州盤県	湖北陸軍学校卒、現任省府委員兼秘書長
	楊及玄	34	南川	日本早大研究院卒、曾任国立中山大学経済系教授、現任民庁設計委員兼本所県訓編輯室主任
	謝作民		広東	候補中委、現任四川省党務特派員
	文羣	50	江西萍郷	曾任行営第六処副処長
	湯允夫	36	江西	上海復旦大学卒業、現任農村合作委員会委員兼総幹事
	蕭純錦	42	江西南昌	米国カリフォルニア大学経済修士、現任江西省府委員
	魏軍藩	41	成都	現任公路局局長

職別	姓名	年齢	籍貫	略歴
	康澤		安岳	黄埔軍校卒業、現任行営別働隊総隊長
	<u>邵明叔</u>	64	青神	現任公審委員
	<u>龍国楨</u>			曾任四川高等法院院長
	<u>盧子鶴</u>		蓬溪	現任公審委員
	<u>謝盛堂</u>	56	開県	現任四川高等法院院長
	程懋型	40	江西新建	日本東京高工卒、曾任行営第五処科長
軍士教官	余順猷	42	栄昌	保定軍校卒、現任 45 軍少将参謀
	呂冠	43	湖北漢陽	保定軍校卒、現任参謀団上校参謀
	<u>巖嘯虎</u>	39	華陽	陸軍大学卒、現任督署参謀処長
	<u>徐思平</u>	39	栄県	日本士官学校卒、現任 21 軍参謀処長
	<u>侯健国</u>	56	営山	四川陸軍速成卒、現任省会公安局長
	<u>費東明</u>	49	仁寿	保定軍校卒、現任保安処処長

以上のような講師団および軍士教官のうち、下線を施した人物は劉湘＝四川系の人物と思われる。四川省出身なのに康澤は別働隊を率いて四川の「中央化」を進める先頭に立っていた。講師陣は劉湘系、中央系ほぼ半々であるが、軍士教官は 21 軍系が圧倒的割合を占めている。しかし、『訓練所』の名簿はもっと大人数で、軍事教官の外に秘書、軍事組長兼大隊長、中隊長、教育副官、分隊長、副官、特務長、書記までも含んでいる。参考までにこちらの名簿も紹介しておけば、別記の通り（本稿末尾に附録として掲載）。

また、同誌 2 卷 6 号には「同学消息」という欄に「本所第一期留省同学一覧」という票が載っている。姓名と、別号、服務機関、派出区域、省垣住所に分けられているが、服務機関別の人数を集計すると以下のようなになる。

表 6：県政人員訓練所第 1 期卒業生の就職先（その 1）

服務機関

省政府秘書処法制室	2
省政府秘書処	2
民生庁	4
財政庁	3
教育庁	5

服務機関

建設庁	3
保安処	3
温江県区長	1
不明	1
成都県区長	3
華陽県区長	1
双流県区長	1
5区専員公署科長	1
蒲江科長	1
昭覚県長	1
寧南県長	1
屏山県長	1
汶川県長	1
合計	35

これでは、あまりに少ないと思ったら、同誌2巻8号に「本所第一期同学外委工作一覧表」という表が掲載されている。

こちらの表によると県長、一科長、区長になった人物の名が列挙されている。念のために県名も出してこの表の人員を表記することにしよう。

表7：県政人員訓練所第1期卒業生の就職先（その2）

県名	県長	一科科长	区長
新都	1	1	2
崇慶	1	1	
井研	1		
榮昌	1	1	
大足	1		
夾江	1	1	2
峽辺	1		
南溪	1		2
合江	1	1	2
納谿	1		

県名	県	長	一科科長	区	長
巫山		1			
塩亭		1	1		2
徳陽		1			3
平武		1			
巴中		1			
開江		1			
通江		1			
灌	県				2
蒼溪					1
双流					1
洪雅					1
彭	県				2
綿竹					3
樂山					1
富順					2
成都					2
榮	県				2
巴	県				3
江北					3
長壽					2
涪陵					1
温江	専員秘書	1			1

以上合計 (18 県長 6 科長 40 区長 1 専員秘書) = 65 名

先の 35 名に加えると丁度 100 人になるが、その他の卒業生はどこへ行ってしまったのであろうか？説明はない。3 巻第 1 号の「同学消息」によると、結局県長に採用されたのは 29 名になったらしい (35 ページ)。

同誌 3 巻第 1 号の「本所第二期學員畢業之前後」によると、県長班 34 名、佐治班 352 名であった。ところが、『訓練所』所掲の「畢業學員任務之派遣」第 1 ～ 3 期というリストでは、省庁勤務や徴収局長、県長等を除く佐治員は「分發第〇区」という形で記されており、これは明らかに県下の区ではなく、行政督察専員区を示すものと思われる。どうして『四川省訓半月刊』と『訓練所』とでこ

のような違いが生まれてきたのか、私には分からないが、先にも述べた通り、『半月刊』の方を優先させて考える。

また同誌同号の「第三期學員甄審與考詢之經過」によると、試験は36年1月6日、試験問題は（1）論文問題：民族經濟を復興する道は多方面に及ぶが、四川の今日の民力、財力及びその環境の關係から見て、如何にすれば民を煩わすことなく、事業の実績を上げ、浪費をせずに有利に復興事業を興すことが出来るか、所見を述べよ。（2）公牘問題：四川省政府の通令を奉じて各專員区より各県が義務徴工を励行するように命令を轉達し、各地の実験所の得る所の情形について、妥當な辦法をつまびらかにして、もって利を尽くすよう推進し、怠工逃工等の弊害を減少させることを期するよう、調査を命じた旨の報告文を作れ。（3）党義問題：1、三民主義には農業生産に関し、農民を解放する問題の外に、なお七つの生産増加の方法がある。これを列挙せよ。2、總理が孔子を尊崇する言論は、三民主義の各講義の中では第何講に多いか。（4）史地問題：1、郭隗は王者は師の処に与り、覇者は友の処に与り、亡国は役処に与る、という。その意味を述べ、あわせて歴史の事實をもって証明せよ。2、昔の人は四川は坐して守る地に非ずといった。史実を挙げてその然りと否とを証明せよ。

試験結果は、甲等5名、乙等22名、丙等145名であった。

17日、7組に分かれて口頭試問を行い、最終提起な結果は、正規採用100名、補欠579名と決定された。このうち、県長候補は30名、科長・秘書は54名、区長は70名保送人員53名であった。

以上の統計とは異なるが、陳雁翬の回想の言うところを紹介すると、第2期の人員の内現任の県長の訓練を受けた者は80余人、外部から（？）自発的に受験した者は300人であった。第3期は移動予定の県長が50人、政県府秘書、科長150人、代理区長50人、各庁処機関推薦50人、一般応募100人であった。

以上の3期での卒業総数は1,017人であった（陳、53ページ）。

又、陳によれば、1936年6月省政府秘書長の鄧漢祥が44県県長に宛てた電文中では受訓人員で県長に委任された者は50余人といていた。当時の四川の県数は145県であったが、市や18区の專員公署は專員が県長を兼ねるから、実際の県は120余県であり、50人という数は約その半数ということになり（陳、57ページ）、かなりの成果を上げたことになる。また、各県の秘書、科長、区長の10中8、9は人訓卒業生で固めたといわれる（陳、57ページ）。

また、1936年10月からは省政府が保甲幹部人員訓練班を開設し、全川各県の聯保主任4000余人を期を分けて動員訓練し、1937年7月末までに4期にわたり

完了した（陳、58 ページ）。

おわりに

1935 年の四川統一後は劉湘と蒋介石の四川行政・軍事を巡る主導権争いが盛んになった時期である。県政人員訓練所は、四川各県における劉湘の勢力基盤を刷新すると共に固める役割を果たし、更に保甲レベルに至る行政の実権にまで政府の手が及んだとすれば、画期的な事であった。36 年の第 2 期生が受訓満了になった時を選び、県訓同学会が発足した。この同学会の牛耳を執ったのが劉湘の腹心・鄧漢祥であった。38 年 1 月、劉湘が死ぬと、鄧に対する不満が一部に噴出したが、CC 系など中央勢力の導入を図った王纘緒省主席には、県訓同学会が粘り強い抵抗を示し、鄧漢祥の影響力も大きかった（陳、59～63 ページ）。このような同郷意識が「民族至上」「国家至上」を掲げる蒋介石の重慶国民政府のお膝元で活発であったことは、抗日民族統一戦線の複雑な側面を浮き立たせている。

附錄 1：県人訓第 1，第 2 期教職員リスト

第一期教職員表

職 別	姓名	年齢	籍 貫	略 歴
主 任	劉 湘	46	四川大邑	四川陸軍速成學堂畢業，現任四川剿匪總司令四川省政府主席
副 主 任	甘績鏞	46	四川榮昌	四川工業學校畢業，現任四川省政府委員兼民政廳長
副 主 任 兼 教 務 長	王又庸	45	江西興國	日本法政大學畢業，現任委員長行營駐川參謀團第二處處長
教 務 員 兼 講 師	汪建剛	49	安徽歙縣	安徽法政學堂畢業，曾任安徽都督府參事衆議院議員
	程懋型	40	江西新建	日本東京高等工業學校畢業，現任委員長行營第五處科長兼參謀團參議
	向乃祺	51	湖南永順	日本早稻田大學政學士，前安徽第八區行政督察專員
政 治 講 師	李 璜	40	四川成都	巴黎大學文學博士，曾任北京大學武昌大學四川大學教授
	盧作孚	42	四川合川	曾任永甯道尹公署教育科長，成都通俗教育館長
	胡嘉詔	51	江西興國	日本京都帝國大學土木工程科工學士，現任江西公路處長兼行營參謀團參議
	劉航琛	39	四川瀘縣	國立北京大學畢業，現任四川省政府委員兼財政廳長
	楊全宇	35	四川西充	奧國維也納大學政治經濟科畢業，現任四川省政府委員兼教育廳長
	費有俊			前京師法律學堂畢業，現任四川高等法院第一分院院長
軍 事 教 官	徐思平	38	四川榮縣	日本陸軍士官學校卒業，現任二十一軍司令部少將參謀處長
	黃德齡		北 平	保定軍官學校畢業，現任陸軍第二十一軍訓練委員會委員
	黃家僕	50	湖北漢陽	保定軍官學校畢業，現任陸軍第二十一軍司令部上校參謀
祕 書	劉泗英	40	四川南川	日本法政大學畢業，前任法制局參事
軍 事 組 長 兼 大 隊 長	王德清	34	四川巴縣	陸軍第二十一軍戰車大隊上校大隊附

